

日本の人口動態の変化と生命保険事業 ---第二回：高齢化社会の到来に備えて---

日本の公的年金制度が労働者年金保険制度として社会保険の形態で開始されたのは第二次世界大戦中の事である。この制度は 1942 年に制定された労働者年金保険法に基づいており、その後 1944 年に同保険法は名称を厚生年金保険法へ改められた。1954 年には定額部分制の導入や初の老齢給付の開始を受け大幅に改正された。国民年金法の施行に伴い、1961 年には自営業者や農林漁業従事者を対象とした国民皆年金制度が施行された。

公的年金の給付水準は、日本経済の高成長期に逐次改善されていたが、支払い保険料の増額は要求されなかった。すなわち、1964 年、1969 年、1973 年に給付月額をそれぞれ 10,000 円、20,000 円、50,000 円に引き上げている。さらに年金給付のための物価スライド制が 1973 年に導入され、賃金と物価の上昇に応じて年金給付額が変動することになった。



一方、1962 年に法人税法と所得税法の改正が実施され、1963 年にいわゆる適格年金制度が発足した以降、企業年金保険のニーズが高まってきた。国民年金制度の実施後、老後の所得保障への懸念が高まったことに加え、企業年金保険は急速な経済成長期に労働力や高品質な労働力を確保する手段と考えられていた。個人商品ラインにおける単一商品としての年金保険は、1960 年の発売開始以降 1960 年代から 1970 年代にはあまり人気がなかったのに対し、特約としては非常に人気が高かった。

また 1960 年代からの経済発展に伴う都市化の進展により核家族化の傾向は加速した。



例えば、平均世帯人数は、1920 年代から 1950 年代は 5 人の水準で安定的に維持されていたが、1950 年代後半には減少し始め、1966 年以降は 4 人以下になった。一般的に核家族化の進展は、1970 年代に高額な死亡保障にフォーカスした商品に対するニーズが高まる原因の一つと考えられ

ている。すなわち定期保険または定期保険特約付きの様々な保険商品、様々な終身保険が徐々に普及することとなる。

日本は1970年代に65歳以上の人口の割合が7.1%に達して高齢化社会に突入し、1980年には65歳以上の人口が9.1%に達したが、1980年代に入るまで少子高齢化の問題はあまり注目されることはなかった。

急速に高齢化しつつある社会に対応するための対策として1985年には公的年金制度に関するいくつかの重要な改正がなされた。例えば公的年金制度の統一による基礎年金制度の創設、従業員の被扶養配偶者の制度への強制適用、女性に係る老齢厚生年金の支給開始年齢を2000年までに55才から60才へ引き上げることなどである。



一方1984年には、個人年金保険商品と保険期間5年以上の一時払い養老保険商品の税制優遇措置が発表された。これによると、例えば個人は払込年金保険料の所得控除を申告することができ、また、保険期間5年の一時払い養老保険商品の満期保険金は一時所得として課税された。その結果、両タイプの生命保険商品は、大変な人気を集め大きく売り上げを伸ばした。

次回へ続く

*このレポートは参考のための仮翻訳で、正文は姜英英さん（一橋大学博士）の英文（http://olis.or.jp/e/report_asia.html）です。